

各事業の量の見込み算出等のための「作業の手引き」について
(抜粋版)

< 3 > 提供体制の確保の方策及びその実施時期

I 教育・保育

1. 広域利用の取扱い

基本指針(案)において、「当該市町村に居住する子どもについて、他の市町村の教育・保育施設又は地域型保育事業により教育・保育の利用を確保する必要があると見込まれる場合には、あらかじめ、当該他の市町村と調整を行うとともに、必要に応じて、都道府県が広域的な観点から市町村間の調整を行うこと」とされているが、当該調整が整った場合の計画は以下のように取り扱うこと。

【A市子ども・子育て支援事業計画】

		27年度			28	29	30	31
		1号	2号	3号	・・・	・・・	・・・	・・・
量の見込み		500人	500人	300人	・・・	・・・	・・・	・・・
確保方策	特定教育・保育施設	市内 350人 B市 100人 C市 50人	市内 450人 B市 10人 C市 20人	市内 200人	・・・	・・・	・・・	・・・
	特定地域型保育事業			市内 50人 D市 20人	・・・	・・・	・・・	・・・

【B市子ども・子育て支援事業計画】

		27年度			28	29	30	31
		1号	2号	3号	・・・			
量の見込み		1000人	1100人	800人		B市居住の子ども(=B市に確保義務あり)に係る量の見込みを記載		
(他市町村の子ども)		A市 100人 E市 30人	A市 10人	-				
確保方策	特定教育・保育施設	市内 1000人	市内 1100人	市内 200人	・・・	B市居住の子ども(=B市に確保義務あり)に係る確保方策を記載		
	(他市町村の子ども)	130人	10人					
	特定地域型保育事業			市内 800人	・・・	B市居住の子ども(=B市に確保義務あり)に係る確保方策を記載		
	(他市町村の子ども)			E市 10人				

2. 確認を受けない幼稚園の取扱い

基本指針(案)において、法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する子どもについては「特定教育・保育施設及び幼稚園（特定教育・保育施設に該当するものを除く。）」に係る教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期を定めるとされているが、特定教育・保育施設に該当しない幼稚園(確認を受けない幼稚園)については、以下のように取り扱うこと。

		27年度			28	29	30	31
		1号	2号	3号				
量の見込み		500人	500人	300人	・・・	・・・	・・・	・・・
確保 方 策	特定教育・保育施設	300人	450人	200人	・・・	・・・	・・・	・・・
	(確認を受けない幼稚園)	200人						
	特定地域型保育事業			50人	・・・	・・・	・・・	・・・

3. 認可外保育施設の取扱い

基本指針(案)において、「当分の間、イ及びウについてはイ及びウに定める確保の内容に加え、市町村又は都道府県が一定の施設基準に基づき運営費支援等を行っている認可外保育施設等による保育の提供体制について記載することを可能とする」こととされているが、以下のように取り扱うこと。

		27年度			28	29	30	31
		1号	2号	3号				
量の見込み		500人	500人	300人	・・・	・・・	・・・	・・・
確保 方 策	特定教育・保育施設	500人	450人	200人	・・・	・・・	・・・	・・・
	特定地域型保育事業			50人	・・・	・・・	・・・	・・・
	認可外保育施設(※)		50人	50人				

※市町村又は都道府県が一定の施設基準に基づき運営費支援等を行っている認可外保育施設等

4. 共働き等家庭の幼稚園利用の取扱い

幼稚園の2号認定（3－5歳、保育の必要性有り）のニーズへの対応については、幼稚園が認定こども園に移行することにより利用ニーズに応じていくことが基本であるが、2号認定のニーズのうち幼児期の学校教育の利用希望が強いと想定される者については、これに係る量の見込みに対応するものを、1号認定（3－5歳、保育の必要性なし）の確保方策として記載することを可能とする。

		27年度		3号	28	29	30	31
		2号						
		1号	幼児期の学校教育の利用希望が強い					
			左記以外		・・・	・・・	・・・	・・・
量の見込み		500人	600人	300人	・・・	・・・	・・・	・・・
			100人(※)					
			500人	200人	・・・	・・・	・・・	・・・
確保方策	特定教育・保育施設	600人	500人	200人	・・・	・・・	・・・	・・・
	特定地域型保育事業			50人	・・・	・・・	・・・	・・・

※ 2号認定のうち幼児期の学校教育の利用希望が強いものは幼稚園を利用し、当面、実際上の過不足は生じない。

なお、幼稚園の認定こども園への移行については、基本指針(案)第三の二の4及び四の3の「子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容に関する事項」において記載すること。

留意点

国の例では、幼児期の学校教育の利用希望が強いものすべてを幼稚園で受け入れるように示されているが、認定こども園（主として幼稚園から移行する認定こども園）でも受け入れることができる。

II 地域子ども・子育て支援事業

1. 地域子育て支援拠点事業

	27年度	28年度	29	30	31
量の見込み	1000人日	1000人日	・・・	・・・	・・・
確保方策	○か所	○か所	・・・	・・・	・・・

2. 一時預かり事業(幼稚園における在園児を対象とした一時預かり(預かり保育))

		27年度	28年度	29	30	31
量の見込み	① 1号認定による利用	500人日	500人日	・・・	・・・	・・・
	② 2号認定による利用	500人日	500人日			
確保方策	一時預かり事業 (在園児対象型) ※	1000人日	1000人日	・・・	・・・	・・・

※ ②は、幼稚園が認定こども園に移行した場合には、その給付によって対応することも考えられる。

3. 一時預かり事業(在園児対象型を除く)、子育て援助活動支援事業(病児・緊急対応強化事業を除く)、子育て短期支援事業(トワイライトステイ)

		27年度	28年度	29	30	31
量の見込み		2000人日	2300人日	・・・	・・・	・・・
確保方策	一時預かり事業 (在園児対象型を除く)	1200人日	1500人日	・・・	・・・	・・・
	子育て援助活動支援事業 (病児・緊急対応強化事業を除く)	700人日	700人日	・・・	・・・	・・・
	子育て短期支援事業 (トワイライトステイ)	100人日	100人日			

4. 病児保育事業、子育て援助活動支援事業(病児・緊急対応強化事業)

		27年度	28年度	29	30	31
量の見込み		1000人日	1000人日	・・・	・・・	・・・
確保 方 策	病児保育事業	850人日	850人日	・・・	・・・	・・・
	子育て援助活動支援事業 (病児・緊急対応強化事業)	150人日	150人日	・・・	・・・	・・・

5. 子育て援助活動支援事業(就学後)

		27年度	28年度	29	30	31
量の見込み		500人日	500人日	・・・	・・・	・・・
確保 方 策	子育て援助活動支援事業(就学後)	500人日	500人日	・・・	・・・	・・・

※「子育て援助活動支援事業」の確保方策は、上記3つを足し合わせたもの。

留意点

「子育て援助活動支援事業」(＝ファミサポ)について、国では一時預かり事業及び病児保育事業の訪問型というような位置づけにしている。しかしながら、ファミサポを病児保育の訪問型として利用することを想定していない市町村も多いと考えられる。国に確認すると、なんらかの事業で供給体制を確保できればそれでよく、必ずしもファミサポを確保方策に入れなければならないということではないとのことである。

6. 利用者支援

		27年度	28年度	29	30	31
量の見込み		5か所	5か所	・・・	・・・	・・・
確保方策		○か所	○か所	・・・	・・・	・・・

7. 妊婦に対する健康診査

※ニーズ調査によらずに推計

	27年度	28年度	29	30	31
量の見込み	500人 健診回数(※)	500人 健診回数(※)	・・・	・・・	・・・
確保方策	実施場所：○ ○病院、○○ 診療所、○○ 助産所 実施体制：○ 人 検査項目： 実施時期：	実施場所：○ ○病院、○○ 診療所、○○ 助産所 実施体制：○ 人 検査項目： 実施時期：	・・・	・・・	・・・

※健診回数については、1人当たりの健診回数に見込まれる人数を乗じたもの。

8. 乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業等

※ニーズ調査によらずに推計

	27年度	28年度	29	30	31
量の見込み	500人	500人	・・・	・・・	・・・
確保方策	実施体制：○ 人 実施機関：○ ○保健センター 委託団体等： ○○協会	実施体制：○ 人 実施機関：○ ○保健センター 委託団体等： ○○協会	・・・	・・・	・・・

留意点

乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業をまとめるような示し方になっているが、国に確認すると、別々に積算し、それをあわせるものでもよいとのことである。

＜４＞その他

I 「認定こども園の普及促進」の留意点

基本指針(案)において、「幼稚園から幼保連携型認定こども園又は幼稚園型認定こども園への移行の認可又は認定の申請があった場合、保育所から幼保連携型認定こども園又は保育所型認定こども園への移行の認可又は認定の申請があった場合は、都道府県計画（指定都市、中核市については市町村計画）において定める特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所の必要利用定員総数に、都道府県計画で定める数を加えた数に既に達しているか、又は幼保連携型認定こども園等の設置によってこれを超えることになることを認めるときを除き、当該幼保連携型認定こども園等の認可又は認定をするものとする」こととされている。

この「都道府県計画で定める数」（指定都市、中核市については「市町村計画で定める数」）については、基本指針(案)第三の四の3「子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容に関する事項」において記載することが望ましい。

(記載イメージ)

「〇〇区域において、幼稚園から幼保連携型認定こども園又は幼稚園型認定こども園への移行の認可又は認定の申請があった場合における基本指針（案）第三の四の2ウの「都道府県計画で定める数」は、〇人とする。」

「△△区域において、保育所から幼保連携型認定こども園又は保育所型認定こども園への移行の認可又は認定の申請があった場合における基本指針（案）第三の四の2ウの「都道府県計画で定める数」は、△人とする。」